

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなかで、低所得の子育て世帯(ひとり親世帯)に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対しては、詳細が決まりましたらお知らせします。☎子育て支援課助成係 ☎042-497-2088



詳しくは
市ホーム
ページ

【給付対象】

児童扶養手当の支給要件に該当し、18歳に達する日以降の最初の3月31日(18歳の年度末)までの間にある児童、または一定の障害がある20歳未満の児童を監護(監督・保護)する下表のア～ウのいずれかの要件に該当する方(注1)

給付金の対象者	申請の有無
ア 令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方	不要
イ 公的年金等(注2)を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(注3)で、平成31年(令和元年)中の収入額が児童扶養手当の所得制限限度額に相当する収入額未満の方	必要
ウ 令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方	必要

(注1) 児童扶養手当法に定める「養育者」も対象となります。
(注2) 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など。
(注3) すでに児童扶養手当の受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の認定請求をしていれば、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全部または一部停止されたと推測される方も対象となります。

【支給額】 児童1人につき一律5万円

【申請方法】

◆要件「ア」の方：申請不要

5月中に支給します。対象者へは、すでにご案内を送付済みです。

◆要件「イ」「ウ」の方：申請必要

申請書に必要事項を記入のうえ、下記必要書類を添付して子育て支援課助成係まで郵送または直接窓口へご提出ください。

振込みは、申請月の翌月末を予定しています。支給が決定した方へは、支給通知書を振込日前に送付します。

【必要書類】

- ◇申請者・請求者及び児童の戸籍謄本または抄本(児童扶養手当の認定を受けている場合は省略可)
- ◇障害の状態にあることを確認できる書類(身体障害者手帳、愛の手帳など)(児童扶養手当の認定を受けている場合は省略可)
- ◇申請者・請求者の本人確認書類のコピー〔運転免許証、健康保険証・マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポートなど〕
- ◇受取口座を確認できる書類のコピー〔通帳、キャッシュカードなど〕(児童扶養手当の認定を受けている場合は省略可)
- ◇簡易な収入見込額の申立書〔申請者本人用・扶養義務者用〕(収入額が支給要件を満たさない場合でも、「簡易な所得額の申立書」を提出いただくと、支給の対象となる場合があります)
- ◇簡易収入額の申立書に係る収入額がわかるもの(要件「イ」の方：平成31年(令和元年)の給与明細書、平成31年(令和元年)分の源泉徴収票、年金振込通知書、年金証書など。要件「ウ」の方：令和2年2月以降の任意の1か月分の給与明細書、事業収入・不動産収入に係る帳簿、年金振込通知書、年金証書など)

【申請期間】

令和3年5月17日(月)～令和4年2月28日(月)午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く。郵送の場合は消印有効)

【厚生労働省「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」コールセンター】

☎0120-400-903

受付時間：午前9時～午後6時(土・日曜日、祝日を除く)

新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先

次のような方からの相談を受け付けています。

▶発熱などの症状がある方

かかりつけ医のいない場合や相談先に迷っている場合などの相談に対応します。かかりつけ医のいる方は、かかりつけ医に電話でご相談ください。☎東京都発熱相談センター ☎03-5320-4592 (24時間、土・日曜日、祝日を含む毎日) ☎多摩小平保健所 ☎042-450-3111 (平日午前9時～午後5時)

▶接触確認アプリ「COCOA」の接触通知を受けた方

濃厚接触の可能性があった旨の通知を受けた方からの相談に対応します。電話番号は通知を受けた方へアプリ内でお知らせします。

なお、アプリで発生している不具合などについての最新情報は、

厚生労働省のホームページ(『厚生労働省 COCOA』で検索)をご確認ください。

※医療機関に電話でご相談の結果、受診の必要がある場合には、医療機関の指示に従って受診してください。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

【新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口】

▶感染の予防に関することや、心配な症状が出た時の対応など

☎東京都新型コロナコールセンター ☎0570-550571 (午前9時～午後10時。土・日曜日、祝日含む) ※ナビダイヤルです。通話料は最初のガイダンスでご確認ください。

【聴覚障害のある方などからの相談】 ☎03-5388-1396

令和4年度採用予定 清瀬市職員(正規職員)を募集

区分	受験資格	人数
一般事務	平成7年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方	若干名

【第1次試験】7月11日(日)

【募集要項】5月17日(月)～6月11日(金)の平日午前8時30分～午後5時に職員課で配布(市ホームページからもダウンロード可)

【申込】6月11日(当日消印有効)までに所定の用紙に必要事項を記入し、郵送で〒204-8511 清瀬市中里5-842 職員課職員係 ☎042-497-1843へ

令和3年経済センサス活動調査にご協力を

6月1日を基準に、全国の事業所・企業を対象として実施されます。次の2つの方法で実施します。いずれもインターネットにより回答できます。単独事業所などへは5月中旬以降、調査員が調査票などの配布及び回収に伺います。支社を有する企業などへは、国が郵

送により調査票の送付・回収を行います。調査員は調査員証を携帯していますので、ご不審な場合は、下記へお問い合わせください。調査へのご協力をお願いします。☎総務課総務統計係 ☎042-497-2032

清瀬市総合水防訓練中止のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、5月22日(土)に清瀬第八小学校で実施を予定しておりました「清瀬市総合水防訓練」を中止とさせていただきます。市民の皆さま及び関係者の方にはご迷惑をお掛けしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

☎防災防犯課防災係 ☎042-497-1847

◆台風・豪雨に備えて確認しましょう◆

まずは「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクと取るべき行動を確認しましょう。令和2年6月に更新した洪水ハザードマップで、自分の家がどこにあるのか確認し、浸水や土砂災害の恐れがあるかどうか調べることができます。

◎洪水ハザードマップの主な変更点

- ①降雨想定が「想定し得る最大規模の降雨」(1時間最大雨量：156^{mm}、24時間総雨量：657^{mm})に引き上げられた。
- ②浸水予想区域のメッシュ(区域)単位が50^m区間から10^m区間に変更され、より精度が高くなった。
- ③浸水深の表示が避難困難性を踏まえ、20^{cm}以上から10^{cm}以上となった。

◎自宅に浸水危険がある場合は、原則として自宅外に避難が必要です

- ・避難所だけが避難先ではありません。安全な場所に住んでいる親戚や知人宅やホテル・旅館などの避難先も検討しましょう。それにより新型コロナウイルスの感染リスクを避けることもできます。
- ・避難所までの安全な経路を事前に確認しましょう。
- ・避難に時間を要する人(高齢者や障害のある方など)とその支援者は、事前に避難先を検討しておきましょう。